

みなと銀行の勧誘方針

みなと銀行は、金融商品の販売等に関する法律・消費者契約法に則り、金融商品の勧誘・販売にあたっては、次の通り適切な対応に努めます。

1. お客さまへの勧誘の基本姿勢について

- (1) 当行はお客さまの信頼の確保に努めつつ、お客さまの知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的等に照らし、適切と考えられる商品又は取引をお勧めします。
- (2) 当行はお客さまの知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的等を踏まえ、お客さまの判断と責任においてお取引いただくため、商品又は取引の内容及びリスクの適切な説明に努めます。

2. お客さまへの勧誘の方法および時間帯などについて

- (1) 当行は、銀行法その他の法令諸規則等に則った適正な勧誘を行います。
- (2) 当行は、お客さまのご希望に沿った勧誘を行うよう努めます。
- (3) 当行は、お客さまのご都合に合わせた時間帯や場所で勧誘を行うよう努めます。

3. その他の事項について

- (1) 当行は、お客さまの信頼におこたえするため、正確な商品知識をはじめとする、従業員の知識・技能の向上に努めます。
- (2) 当行は、銀行法その他の法令諸規則等に則った適正な勧誘が行われるよう、行内規則の整備等に努めます。
- (3) 当行は、お客さまからの苦情、要望に対しましては、誠実に対応し、改善に努めます。

当窓口で取扱っている信託商品、証券商品 (投資信託、金融商品仲介業務によりお 取引いただく有価証券など)および保険 商品について、次の点にご留意いただき ますようお願いいたします。

■信託商品は、元本補てんの契約をしておりません。

■元本補てんの契約をしていない信託商品、証券商品および保険商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
また、当行に預託いただく証券商品は、投資者保護基金による一般顧客に対する支払いの対象ではありません。
なお、金融商品仲介業務によりお取引いただく有価証券の管理は、委託証券会社の指定する方法により取扱い、投資者保護基金による支払いの対象となります。

■元本補てんの契約をしていない信託商品、証券商品および保険商品は、払込みいただいた金額が保証されている商品ではありません。

■元本補てんの契約をしていない信託商品、証券商品および一部の保険商品の運用による損益は、信託商品、証券商品および保険商品を購入されたお客さま(信託商品の場合は受益者)に帰属いたします。

お手もとの預金口座に関するお知らせ

お手もとに長い間ご使用になっていない普通預金通帳、または、満期日を過ぎているにもかかわらず長い間そのままになっている定期預金の通帳、証書はございませんか。

普通預金通帳では、ご預金残高が「0」になっていても、お預け入れ期間中のお利息がついている場合もあります。

もし、そうした通帳、証書がございましたら、おついでの際に窓口へご持参ください。

普通預金および貯蓄預金のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通預金口座、貯蓄預金口座については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通預金および貯蓄預金のお取引、およびキャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客さまによるご利用のない場合には、預金取引を停止または預金口座を解約させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご利用になっていない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。

なお、預金取引が停止された預金口座について改めてご利用を希望される場合には、該当の通帳、お届け印および運転免許証等の本人確認書類をご持参のうえ、窓口へお申出ください。また、解約させていただいた預金口座に残高がございました場合には、当行所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申出ください。

◆預金取引のご利用が停止となる場合がある口座

- ① 残高1,000円未満で、5年以上預入れまたは払戻しのない預金口座
上記の預金口座につきましては、お取引を停止させていただくことがあります。
なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなります。

◆預金口座が解約となる場合がある口座

- ① 残高にかかわらず、10年以上預入れまたは払戻しのない預金口座(決済利息の入金を除きます)
上記の預金口座につきましては、お取引を解約させていただくことがあります。

◆キャッシュカードのご利用ができなくなる場合がある口座

- ① 残高1,000円未満で、3年以上預入れまたは払戻しのない預金口座
上記の預金口座につきましては、カードのご利用を停止させていただくことがあります。

○この不明な点は、窓口へお問い合わせください。

預金保険制度のご案内

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

預金保険の対象となる預金等の種類	預金等の分類		保護の範囲
	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(償還範囲)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定額預金・元本補てんのある金融商品(ビットなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護(注3)	
預金保険の対象外預金等(注4)	外貨預金、元本補てんのない途銀信託(ビットなど)、金融債(保険預り専用商品以外のもの)等	保護対象外(注4)	

注1) 預金保険の対象となっている預金等は次のとおりです。

〔当座預金、普通預金、別荘預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積立、貴金、元本補てん契約のある金融信託(ビット等の貸付信託を含む)、金融債(ワイド等の保険預り専用商品に限る)、動記を用いた債・財形貯蓄商品〕

注2) 預金保険の対象となっていない預金等は次のとおりです。

〔外貨預金、譲渡性預金、オフショア預金、日本銀行からの預金(国庫金を除く)、金融機関からの預金(固定型年金の積立金の運用部分を除く)、預金保険機構からの預金、無記名預金、他人・架空名義預金、導入預金、元本補てん契約のない金融信託(ビット等)、金融債(保険預り専用商品以外のもの)〕

注3) 1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります)。

注4) 保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります)。

預金保険制度に加入している金融機関は？

○銀行(日本国内に本店のあるもの) ○信用金庫 ○信用組合 ○労働金庫 ○信託中央金庫 ○全国信用協同組合連合会
○労働金庫連合会 ○ゆうちょ銀行 ○商工組合中央金庫

*農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産協同組合貯蓄預金保険制度に加入しています。

もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構 TEL: 03(3212)8029、各財務局または金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁・預金保険機構

全国銀行協会

カードご利用のお客さまへ

○カードは、預金通帳やお届け印と同様、非常に大切なものです。

万一、盗難にあわれたり、紛失された場合には、ただちに、お取引店にご連絡ください。

○暗証番号は、他人に知られないよう、十分ご注意ください。

とくに、暗証番号を記載したメモや、暗証番号を推測される手がかりとなるものは、カードと一緒に保管しないでください。

○カードの利用明細票は、必ずお持ち帰りください。

○銀行員などが店舗外や電話等でカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。

ご不審の場合には、すぐにお取引店にご照会ください。

○総合口座(普通預金に定期預金がセットされた口座)の場合には、普通預金の残高がなくても現金が引き出されてしまうことがあります。

○また、ATMは、窓口の営業時間外も稼働しておりますので、盗難等の場合には、ただちに、お取引店にご連絡ください。

全国銀行協会